

平成29年第2回（6月）大磯町議会定例会

# 議案第21号説明資料

平成29年6月2日

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

---

## 資料

---

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
新旧対照表	-----	2～3

政策課

# 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

## 1 改正概要

町では、神奈川県の記事処理の特例に関する条例の規定により、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の施行に係る事務の一部について、神奈川県から権限の移譲を受け、処理をしています。記事処理にあたっては、申請書類等の審査のために町が保有する特定個人情報を利用する必要があります。

この事務に関して、独自利用及び庁内連携（各課間で特定個人情報を授受すること）に関する条例の整備が必要あることから、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）を活用し円滑に記事処理を行うにあたり、大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という。）に同事務に関する独自利用及び庁内連携の規定を設けるため、条例を改正するものです。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正等に伴い、番号条例中の引用条文の整理を行います。

## 2 改正内容

### (1) 独自利用事務及び庁内連携事務の追加（別表第1関係）（別表第2関係）

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による重度障害者等手当の支給に関する事務を行う中で、独自利用及び庁内連携を行うことができるように別表第1及び別表第2に事務を追加します。

### (2) 引用条文の整理

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、第1条及び第5条中の「第19条第9号」を「第19条第10号」に改めます。

イ 大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱の全部改正に伴い、「大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱（平成4年大磯町要綱第24号）」を「大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱（平成28年大磯町告示第115号）」に改めます。（別表第1関係）

### (3) 施行日

公布の日から施行します。

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

改正案	現行																								
<p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p>																								
<p>第2条～第4条 省略</p>	<p>第2条～第4条 省略</p>																								
<p>第5条 法第19条第10号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会執行機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>	<p>第5条 法第19条第9号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会執行機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>																								
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>																								
<p>第6条 省略</p>	<p>第6条 省略</p>																								
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>																									
<p>別表第1（第4条関係）</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町長</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>2 町長</td> <td>大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱（平成28年大磯町告示第115号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>3 町長</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>4 〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>5 教育委員会</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1 町長	省略	2 町長	大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱（平成28年大磯町告示第115号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	3 町長	省略	4 〃	〃	5 教育委員会	省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町長</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>2 町長</td> <td>大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱（平成4年大磯町要綱第24号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>3 町長</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>4 〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>5 教育委員会</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1 町長	省略	2 町長	大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱（平成4年大磯町要綱第24号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	3 町長	省略	4 〃	〃	5 教育委員会	省略
執行機関	事務																								
1 町長	省略																								
2 町長	大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱（平成28年大磯町告示第115号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの																								
3 町長	省略																								
4 〃	〃																								
5 教育委員会	省略																								
執行機関	事務																								
1 町長	省略																								
2 町長	大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱（平成4年大磯町要綱第24号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの																								
3 町長	省略																								
4 〃	〃																								
5 教育委員会	省略																								

6 町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	省略	省略
}	}	}
4 町長	省略	省略
5 町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係） 省略

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	省略	省略
}	}	}
4 町長	省略	省略

別表第3（第5条関係） 省略